

半田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 半田市地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他支援センターの円滑な運営を図るため、半田市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 支援センターに関する次に掲げる事項の承認に関すること。

- ア 支援センターの担当する圏域の設定
- イ 支援センターの設置、変更及び廃止
- ウ 支援センターの業務の法人への委託又は支援センターの業務を委託された法人の変更
- エ 支援センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
- オ 支援センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所
- カ その他運営協議会が支援センターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) 支援センターの運営及び事業評価に関すること。

(3) 支援センターの職員の確保に関すること。

(4) その他の地域包括ケアに関すること。

(委員)

第3条 運営協議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (2) 介護保険の被保険者（1号及び2号）
- (3) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者
- (4) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者
- (5) 介護保険以外の地域の社会資源並びに地域における高齢者の権利擁護及び相談事業を担う関係者
- (6) 地域ケアに関する学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 運営協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がそ

の職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。